各　業　者　殿

現 場 説 明 書 (入 札 等 説 明 書)

本工事について、ご注意いただきたいことは、次のとおりです。

工　事　名	令和8年度修繕跡路面復旧工事（その4）
（1）施工上の注意事項	＊ 「高槻市水道部発注工事共通仕様書（案）」(令和8年4月改訂)、「高槻市水道部発注工事施工管理基準（案）」(令和8年4月改訂)を遵守すること。 ＊ 施工に先立ち予告看板を設置し、通過車両・通行人等には 事前に工事を知らせること。また、地元への工事PRを十分行うこと。 ＊ 建設業退職金共済制度の利用について、下請業者を含めて加入の確認と指導をすること。
(2)見積上の注意事項	＊ 積算は、「令和8年度大阪府都市整備部　土木工事積算基準書」等を適用している。 ＊ 労務単価は、「令和8年3月公表単価」等を適用している。 ＊ As殻処分費は、大阪府都市整備部が「令和8年8月」に公表する受入価格であ ＊ 物価資料の単価適用年月日は、「令和8年4月」等である。 ＊ 経費適用年度は、「令和8年度版」である。 ＊ 施工地域・工事場所区分は、「市街地（DID補正）(1)-1」である。 ＊ 工種区分は、「舗装工事」である。 ＊ 本工事は、週休2日工事の発注方式を「完全週休２日工事」として、高槻市週休2日工事実施要領に基づき積算施工するものとする。 ＊ 工期は雨天･休日等を見込んでいる。なお、休日等には日曜日、祝日および作業期間内の全土曜日を含んでいる。 ＊ 本工事については、当初契約の積算において契約保証に要する費用（金銭的保証）を見込んでいる。
（3）その他必要事項	＊ 受注者は契約後、速やかに交通対策図を作成し発注者に提出すること。 ＊ 受注者は発注者より道路使用許可申請に関する協議書を受領後、所轄警察署へ道路使用許可申請を行うこと。 ＊ 受注者は所轄警察署より道路使用許可証を受領後、その複写及び施行承認申請に関する回答書を発注者へ速やかに提出すること。 ＊ 本市の環境方針に基づき、環境への負担の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。 ＊ 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、工事の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ＊ 落札者決定後、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。